

居宅介護支援事業者 様
介護予防支援事業者 様
小規模多機能型居宅介護事業者 様
介護予防小規模多機能型居宅介護事業者 様
福祉用具貸与事業者 様

廿日市市健康福祉部高齢介護課長

**軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認依頼書等の様式変更及び
電子申請の開始について（通知）**

日頃から、廿日市市の介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本市の軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認依頼について、様式の変更及び電子申請を開始することとしましたので通知します。

1 様式の主な変更内容

- ・本人同意欄及び代理人同意欄の削除

※本人等の署名等は必要ありませんが、これまでどおり本人等に説明をし、同意を得た上で提出してください。

2 様式の変更及び電子申請の開始年月日について

令和7年2月10日（月）

2 電子申請の方法等について

（1）電子申請の方法

廿日市市 HP（軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付のページ）から手続きしてください。
(https://apply.e-tumo.jp/city-hatsukaichi-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22329)

（2）電子申請ができる条件

- ・必要書類の不備がないこと
- ・必要書類をすべてデータ（PDF、word、excel 等）で提出できること

（3）その他

- ・これまでどおり、窓口及び郵送でも提出を受け付けます。提出方法にかかわらず、必要書類はこれまでと変わりません。市からの確認通知もこれまでどおり郵送となります。

【問合せ先】

（電子申請に関すること）

健康福祉部高齢介護課

担当 白 木

電話 0829-30-9155

（例外給付の確認依頼全般に関すること）

高齢介護課窓口担当

電話 0829-30-9157